

酒類販売事業者支援金 Q&A (令和3年10月21日時点)

区分	ジャンル	内容
Q1 A1	概要	<p>本支援金の概要は？</p> <p>本県におけるまん延防止等重点措置等の影響を受け、2021年（令和3年）8月・9月の月間売上が減少した県内の酒類販売事業者の皆様に対し、支援金を支給するものです。国の月次支援金に支給金額を加算するとともに、月次支援金の対象要件を緩和し、支給対象を拡大することとしています。</p>
Q2 A2	概要	<p>支援金はどれくらいもらえるのか？上限額はあるのか？</p> <p>支援金の額は、 2021年（令和3年）8月・9月の各月における売上が前年又は前々年比で30%以上減少している場合に、対象月の売上減少額から国の月次支援金給付額を差し引いた額が支援対象となります。</p> <p>1ヶ月当たりの上限額は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上減少率が30%以上70%未満の場合 中小法人等 20万円 個人事業者等 10万円 ・売上減少率が70%以上90%未満の場合 中小法人等 40万円 個人事業者等 20万円 ・売上減少率が90%以上の場合 中小法人等 60万円 個人事業者等 30万円 <p>です。なお、売上減少率が50%以上の場合は、国の月次支援金を受け取っている必要があります。</p> <p>また、2021年（令和3年）7月・8月又は8月・9月の各月の売上が2か月連続で前年又は前々年比で、それぞれ15%以上減少している場合又は売上が50%以上減少しているが月次支援金を受け取っていない場合も支援対象となります。</p> <p>この場合の上限額は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小法人等 20万円 個人 10万円 <p>となります。</p>
Q3 A3	概要	<p>国の月次支援金とは？</p> <p>2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象に、国（経済産業省）が給付する支援金です。詳細は経済産業省ホームページ（https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html）をご覧ください。</p>

酒類販売事業者支援金 Q&A (令和3年10月21日時点)

区分	ジャンル	内容
Q4	対象者	<p>対象者は？</p> <p>酒類販売事業者（酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者）で、</p> <p>①山梨県内に本社もしくは主たる事業所を有する中小法人等又は山梨県内に住所もしくは山梨県内で主たる事業活動を行う個人事業者等</p> <p>②本県における「まん延防止等重点措置」等の休業要請などに応じた飲食店との直接・間接の取引により、2021年8月・9月の各月の売上が前年又は前々年比で30%以上減少している又は、7月・8月又は8月・9月の各月の売上が2ヶ月連続で前年又は前々年比でそれぞれ15%以上減少していること。</p>
A4		<p>③「酒類販売業免許」又は「酒類製造免許」のいずれかを取得していること。</p> <p>④地方公共団体による飲食店及び大規模事業者に対する協力金の支払対象となっていないこと。また、他の都道府県による同様の支援金を受給しておらず、今後も受給意思がないこと。</p> <p>⑤今後も当該事業を継続する意思があり、そのための取組を行っていくこと。</p> <p>等を満たす者です。</p>
Q5	対象者	<p>「酒類販売業免許」、「酒類製造免許」を取得している者とは？</p>
A5		<p>2021年（令和3年）3月31日以前に、酒税法第7条第1項に規定する酒類の製造免許又は同法第9条第1項に規定する酒類の販売業免許を取得しており、申請日においても有効な免許をお持ちの事業者です。</p>
Q6	対象者	<p>2021年（令和3年）4月1日以降に免許を取得した者はどうなるのか？</p>
A6		<p>本支援金の対象外です。</p>
Q7	対象者	<p>本社が県外にある事業者も、県内に店舗があれば支援金の対象になるか？</p>
A7		<p>県内に主たる事業所（酒類製造・販売所在地）があれば対象となります。ただし、本社がある他の都道府県で同様の支援金を受給しておらず、かつ、今後も受給しないことが要件となります。</p>
Q8	対象者	<p>複数の事業所があるが、それぞれ対象となるか？</p>
A8		<p>本支援金は、事業者単位で1回の給付となります。複数の事業所があってもまとめて1回の申請、給付となります。</p>
Q9	対象者	<p>取引先の飲食店とはどのようなものか？</p>
A9		<p>2021年（令和3年）8月・9月に発出されていた「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」により、休業要請や営業時間短縮要請などに応じた飲食店です。</p>

酒類販売事業者支援金 Q&A (令和3年10月21日時点)

区分	ジャンル	内容
Q10 A10	対象者	<p>県外の飲食店でもよいか？</p> <p>Q9の措置が適用されていた県外の飲食店も対象とします。</p>
Q11 A11	対象者	<p>個人を対象として酒類を販売しており、飲食店との取引がない場合も対象になるか？</p> <p>本支援金は、酒類の提供自粛等を伴う飲食店との取引があることを要件としているため、個人への販売のみの場合は対象外となります。</p>
Q12 A12	対象者	<p>廃業する予定があるが受け取れるか？</p> <p>本支援金は、事業を継続していただくことが要件となりますので受け取ることはできません。</p>
Q13 A13	対象者	<p>飲食店への協力金の受給資格があったが申請を忘れてしまった。本支援金を受け取ることはできるか？</p> <p>協力金の支払対象となっている場合は、本支援金の対象外です。</p>
Q14 A14	対象者	<p>月次支援金で売上減少が満たされているが、本支援金を受け取ることはできるか？</p> <p>月次支援金の給付により売上減少がなくなっている場合は、本支援金の対象外です。</p>
Q15 A15	対象者	<p>市町村等で行っている本支援金に準じた支援金と本支援金の併給はできるか？</p> <p>併給は可能です。なお、Q13のとおり、協力金の支払対象となっている場合は、本支援金を受け取ることができませんのでご注意ください。</p>
Q16 A16	対象者	<p>酒類部門の売上減少幅は大きかったが、その他の部門の売上が好調だったので、事業者全体としては売上減少率の要件を満たしていないが、本支援金を受け取ることができるか？</p> <p>本支援金の売上減少率は「事業者全体の売上」で計算しますので、事業者全体として売上減少率の要件を満たさなければ、本支援金の対象外となります。</p>
Q17 A17	申請	<p>申請書はどうすれば手に入るか。申請先は県庁か？</p> <p>申請書は、県ホームページでダウンロードできるようにするほか、県内各所でも手に入るようにします。(詳細はQ20をご覧ください)</p> <p>申請先は「山梨県酒類販売事業者支援金事務局」(山梨県庁産業政策課内)になります。(詳細はQ19をご覧ください)</p>

酒類販売事業者支援金 Q&A (令和3年10月21日時点)

区分	ジャンル	内容
Q18 A18	申請	<p>申請はいつからか？</p> <p>10月22日から郵送による申請の受付を開始する予定です。</p>
Q19 A19	申請	<p>提出方法は？</p> <p>郵送のみ受け付けます。以下の宛先に、到達状況の確認ができる簡易書留やレターパックなどをご送付ください。</p> <p>〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1産業政策課内 山梨県酒類販売事業者支援金事務局 宛</p>
Q20 A20	申請	<p>パソコンやプリンタがないので紙の申請書類がほしいが、どうしたらよいか？</p> <p>紙ベースの申請書類は、お近くの県地域県民センター、各商工会議所、商工会、甲府税務署（酒類業調整官）でも手に入るようにします。また、事務局に連絡いただければ郵送にてお送ります。（電話:055-223-1707）</p>
Q21 A21	申請	<p>申請書類を持参してもよいか？</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、持参による受付はしていません。恐れ入りますが、郵送によりご提出ください。</p>
Q22 A22	申請	<p>申請に必要な書類は何か？</p> <p>申請に必要な書類は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①支援金支給申請書 ②誓約書 ③振込先口座の通帳等の写し ④酒類販売業免許又は酒類製造免許通知書の写し ⑤履歴事項全部証明書の写し（法人の場合） ※提出時から3か月以内に発行されたもの ⑥本人確認書類の写し（個人事業者等の場合） ⑦2019年（令和元年）又は2020年（令和2年）の対象月同月をその期間に含む全ての事業年度の確定申告書等の写し（※） ⑧2021年（令和3年）対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（※） ⑨月次支援金の給付通知書の写し（受給証明書類） ※県の上乗せ分を受給する場合 <p>※ 2021年（令和3年）7月及び8月又は8月及び9月の各月の売上が2か月連続で前年又は前々年比で15%以上減少している場合は、対象月の前月の売上台帳及び基準年における対象月同月の確定申告書等の写しも必要になります。</p>

酒類販売事業者支援金 Q&A (令和3年10月21日時点)

区分	ジャンル	内容
Q23	申請	本人確認書類の写し（個人事業者等の方のみ）は、運転免許証やマイナンバーカードの他にどのようなものが該当するのか？ 運転免許証やマイナンバーカードの他、次の書類のいずれか一つをご提出ください。
A23		<ul style="list-style-type: none"> ・写真付き住民基本台帳カード（表面のみ） ・各種健康保険証 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・住民票（提出時から6か月以内に発行されたもの） ・官公庁が発行したその他の免許証・許可証・資格証明書等で「氏名」「現住所」「生年月日」が記載されているもの
Q24	申請	当座預金で通帳がない場合は、何を提出したらよいか？
A24		金融機関から発行される当座勘定照合表など、振込口座に関する情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義）の分かる書類の写し又は写真をご提出ください。
Q25	申請	申請は、8月分、9月分、それぞれ1か月ごとでもできるのか？
A25		可能ですが、複数回の申請はその都度書類一式のご提出となるため、8月分、9月分の2か月が支給対象となる場合は2か月分を一括で申請されることをお勧めします。
Q26	申請	国の月次支援金に申請している場合でも、県への申請が必要か？
A26		改めて、県への申請が必要です。
Q27	申請	酒類販売業免許又は酒類製造免許通知書の写しが手元にないのだが、どうしたらよいか？
A27		税務署の收受印が押してある酒類販売管理者の選任（解任）の届出書の写しでも構いません。そちらもお手元にない場合は、税務署で発行している「酒類販売・酒造の免許に関する証明書」をご提出ください。詳しくは、所管の税務署にお尋ねください。

酒類販売事業者支援金 Q&A (令和3年10月21日時点)

区分	ジャンル	内容
Q28 A28	申請	<p>申請書と通帳に記載されている口座名義が異なっていてもよいか？</p> <p>振込口座は必ず申請者名義と同一の口座としてください。法人の場合は申請される法人の口座に、個人事業者の場合は申請される代表者ご本人の口座に限ります。</p>
Q29 A29	申請	<p>月次支援金の受給証明書類は必ず提出しなければならないか？</p> <p>売上減少率が50%以上の方については、月次支援金を受給していることが本支援金の支給要件となりますので、該当の方は必ず提出していただくことが必要です。ただし、円滑な給付手続きを図るため、月次支援金申請マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面（申請番号、申請対象月、メールアドレス、電話番号、ステータス「振込手続き完了」又は「振込手続き中」が分かる部分）の写し又は写真等の提出でも可とします。</p>
Q30 A30	申請	<p>売上における消費税の取扱いはどうしたらよいか？</p> <p>売上台帳等における税込み、税抜きについては、確定申告書等の月別の売上（収入）金額の計上方法に合わせてください。</p>
Q31 A31	給付	<p>支給はどのように行われるのか？</p> <p>申請内容が適正と認められた場合、指定の口座に支援金をお振込みします。</p>
Q32 A32	給付	<p>支給（不支給）の決定があった場合、通知されるのか？</p> <p>支給を決定した場合は、指定の口座への振り込みをもって通知に代えます。不支給の決定をした場合は、理由を付して通知します。</p>
Q33 A33	給付	<p>申請からどれくらいの期間で支給されるのか？</p> <p>できるだけ速やかな支給に努めて参りますが、多くの申請が想定されますので、一定期間お待ちいただくこともあると考えております。</p> <p>なお、提出書類に不備があるなど内容の確認が必要な場合は、追加書類の提出をお願いするため、支給までにお時間をいただくこととなります。</p>

酒類販売事業者支援金 Q&A (令和3年10月21日時点)

区分	ジャンル	内容
Q34	給付	<p>国の月次支援金を申請中だが、本支援金は受け取れるか？</p> <p>本支援金の県上乗せ分は、国の月次支援金を受給していることが要件となります。そのため、国の給付の決定を確認した後に本支援金を支給することとなりますので、まずは国の月次支援金の給付決定をお待ちください。なお、国の月次支援金の受給前に本支援金を申請することは可能ですが、国の月次支援金の給付決定を確認するまでは本支援金は支給できませんのでご注意ください。</p> <p>※国の月次支援金の給付が決定されると、月次支援金給付決定通知書が送付されますので、その写し又は受給証明書類（Q29参照）を本支援事務局にご提出ください。</p>
A34		
Q35	その他	<p>月次支援金を受け取ってなくても本支援金は受け取れるか？</p> <p>売上減少率が50%以上ある場合は、国の月次支援金を受け取っていることが要件となりますが、売上減少率がそれ以下の場合などは月次支援金を受け取ってなくても本支援金の対象となります。（Q2参照）</p> <p>なお、売上減少率が50%以上の場合で月次支援金を受け取ってなくても本支援金の対象となりますが、受け取れる支援金の額は減少します。（本支援金上限額ベース：中小法人等 60万円→20万円 個人事業者等 30万円→10万円）</p>
A35		
Q36	その他	<p>他の協力金や支援金と重複して受給できるのか？</p> <p>本県及び他の地方公共団体の対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴う協力金の支払対象となっている場合や、他の都道府県による月次支援金に準じた支援金等を受給している又は今後受給する予定のある方は対象外となります。</p>
A36		